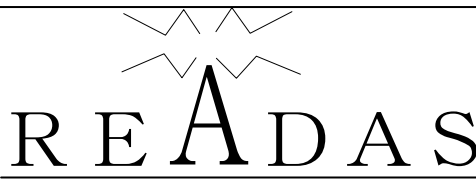


第 5905 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月28日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告すると所得税が還付される人

Q：給与所得者でも、確定申告をすると所得税が還付されることがあるとか。どのような場合に還付されるのですか？

A：次の場合には還付されることがあります。

【解説】

給与所得者は、基本的に年末調整で税額の精算が行われますので、確定申告は不要なのですが、次のような人は確定申告（還付申告）をすると、所得税額等が還付されることがあります。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
 医療費控除の適用を受ける場合には、平成29年分より、領収書の提出に代えて「医療費控除の明細書」を提出しなければなりません。
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など
- ④ ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された人が、医療費控除などの他の適用を受けるために確定申告をする場合は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。

